

個人情報保護とデータの利活用について ～データ活用のあり方～

金融庁・経済産業省

2024年12月2日

目次

1 金融庁 説明資料

2 経済産業省 説明資料

AML/CFTを目的とした情報管理・利用のあり方について

- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」は、金融機関等が自ら、直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（リスクベース・アプローチ）が不可欠であるという前提のもと、金融機関等によるリスクの特定・評価・低減に係る措置及び管理態勢について「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」を示している。
 - ※「対応が求められる事項」は、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に係る着眼点等を明らかにしたものであり、措置が不十分であるなど、問題があると認められる場合は、法令に基づき行政対応を行う場合がある。
- 「対応が求められる事項」のうち、AML/CFTを目的とした情報管理・利用のあり方に関連すると考えられる事項は次頁以降の通り。

ガイドラインが前提とするリスクベース・アプローチについて ※ガイドラインより抜粋

リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持は、国際的にみても、金融活動作業部会（Financial Action Task Force、以下「FATF」という。）の勧告等の中心的な項目であるほか、主要先進国でも定着しており、前記の機動的かつ実効的な対応の必要性も踏まえれば、我が国金融システムに参加する金融機関等にとっては、当然に実施していくべき事項(ミニマム・スタンダード)である。

（略）

なお、平成 28 年 10 月に施行された改正犯収法においては、国や特定事業者によるリスク評価が導入されているところ、本ガイドラインにおいては、これらも包含しながら、金融機関等におけるリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価・低減に係る措置及びその実効性を確保するために「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」等を記載している。

本ガイドラインで言及していない部分であっても、業態ごとの監督指針等や、特定事業者全般に係る「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」「疑わしい取引の参考事例」等に留意する必要があることはいうまでもない。

また、リスクベース・アプローチをはじめとする実効的なマネロン・テロ資金供与対策は、金融機関等に求められる国際的要請である。こうした観点から、FATF やバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision、以下「BCBS」という。）等の国際機関等が発出する文書等にも十分留意する必要がある。

3. 制度設計の大枠の整理に向けた考え方

（3）セキュリティの確保と利用者情報の取扱い

②利用者情報・取引情報の取扱い

不正利用対策の観点からは、既存の決済手段における取扱いと同様に、C B D Cの利用に当たって本人確認等を行う必要がある。また、マネー・ローンダリング事犯やサイバー事案の取締の観点からは、利用者が特定され、C B D Cの犯罪収益等としての移転や不正アクセスによる情報流出等の痕跡が追跡できることが望ましいと考えられる。

（略）

また、海外旅行客など非居住者による利用については、本人確認等は困難となることが想定される一方、海外旅行客は既にクレジットカード等の他の決済手段を国内で容易に利用できる。こうしたことを踏まえれば、C B D Cの利用者の範囲は当面国内居住者としつつ、非居住者については、インバウンド観光の促進の観点も含め、今後の検討課題とすることも考えられる。

その上で、仮にC B D Cを非居住者との取引に利用することを認める場合には、経済制裁措置実効性確保など、外国為替法上の法益を確保できる制度設計としていく必要がある。

（略）

なお、クロスボーダー決済の課題は、各国のC B D Cや決済システムの相互運用性を確保すれば、すべてが解決されるといったものではないことに留意する必要がある。つまり、クロスボーダー決済は通常、各国通貨間の交換を伴うだけでなく、例えば各国間でA M L / C F T等の規制の要件が異なることから、金融機関において実務上の対応が必要となる。

□ 記録の保存

- ✓ 適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録を保存する。
(例：本人確認資料、顧客との取引・照会等の記録等)

□ 疑わしい取引の届出

- ✓ 取引情報の総合的な検討
顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる態勢を整備。
- ✓ 法律遵守とリスク管理の態勢強化
法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理態勢の強化にも必要に応じて活用する。
- ✓ ITシステムやマニュアルの活用
金融機関等の業務内容に応じて、ITシステムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する態勢を構築する。

ロ データ管理（データ・ガバナンス）

- ✓ 確認記録等の正確な記録及びデータの適切な管理
確認記録・取引記録等について正確に記録するほか、IT システムを有効に活用する前提として、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データの適切な管理を行う。
- ✓ 適切なデータ活用の検証
IT システムに用いられる顧客情報、確認記録・取引記録等のデータについては、網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証する。
- ✓ リスク評価・低減措置の検証及び情報の把握・蓄積
確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な、以下を含む情報を把握・蓄積し、これらを分析可能な形で整理するなど適切な管理を行い、必要に応じて当局等に提出できる態勢としておく。

- イ. 疑わしい取引の届出件数（国・地域別、顧客属性別等の内訳）
- ロ. 内部監査や研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の実施状況
- ハ. マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの内容について③

□ グループベースの管理態勢 ※金融機関がグループを形成している場合

✓ グループ全体の方針・手続・計画の策定

グループとして一貫したマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、業務分野や営業地域等を踏まえながら、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、グループ全体で統合的に実施する。

✓ グループ全体でのリスク評価及び情報共有態勢の整備

グループ全体としてのリスク評価や、マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保等のために必要なグループ内での情報共有態勢を整備する。

□ 海外送金

✓ 金融機関による適切なリスクの認識・管理

仕向・中継金融機関等が、送金人及び受取人の情報を国際的な標準も踏まえて中継・被仕向金融機関等に伝達し、当該金融機関等は、こうした情報が欠落している場合等にリスクに応じた措置を講ずることを検討する。

✓ コルレス先の管理

犯収法に掲げる措置を実施するほか、コルレス先のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢等を踏まえたリスク評価を行う。

✓ 金融機関への委託におけるリスクベース・アプローチの実行

他の金融機関等に海外送金等を委託等する場合においても、当該海外送金等を自らのマネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの枠組みの下で位置付ける。

(参考) 為替取引分析業の創設

□ 対象業務等

- ✓ 複数の金融機関等の委託を受けて、為替取引に関し、以下の行為を行う為替取引分析業者について、業務運営の質を確保する観点から、許可制を導入（適用除外あり）。
 - 取引フィルタリング…… 顧客の制裁対象者該当性の分析等（資金決済法第2条第18項第1号及び第2号）
 - 取引モニタリング …… 「疑わしい取引」該当性の分析等（同項第3号）
- ✓ 為替取引分析業者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、為替取引分析業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

□ 為替取引分析業者に求められる役割等

- ✓ 為替取引分析業は金融機関等におけるAML/CFT業務の中核的な部分を受託して行うものであり、為替取引分析業者には、自らが提供する取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性をより高い水準で確保しつつ、自律的かつ持続的に分析を高度化していくことで、金融機関等におけるAML/CFTの実効性の向上に資する役割が求められている。
- ✓ このため、為替取引分析業の遂行の適正性・確実性の検証に当たっては、銀行法等の各業法、犯収法、外為法等の法令のほか、業態ごとの監督指針、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン、外国為替検査ガイドライン、特定事業者全般に係る「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」、「疑わしい取引の参考事例」等により金融機関等に求められる対応に照らして、適切な対応がなされているかどうかについて検証するとともに、為替取引分析業において行う分析の実効性の向上に係る方針、計画等を確認することとする。

(参考) 為替取引分析業に関する動向

- ✓ 2019年12月の未来投資会議において、AIを活用したAML/CFT関連業務の共同化が、「デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化」に関する取組として実施する実証事業の対象の一つとして位置づけられた。2020年1月にはNEDOにより当該実証事業の公募を開始。
- ✓ 2021年3月にNEDOの実証事業の結果が公表。同年7月には当該実証実験の結果を踏まえ、共同システムに期待されるサービスの内容や運営組織のあり方を議論すべく、AML/CFTの業務共同化に関するタスクフォースが設置された。
- ✓ タスクフォースや資金決済ワーキンググループでの議論、2022年6月の資金決済法の改正等を踏まえ、2022年10月13日、全国銀行協会は、AML/CFT業務の高度化・共同化を図ることを目的として、「取引モニタリング等のAIスコアリングサービス」を提供する新会社（株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構）の設立を決定し、2023年4月発足。

※当該事業者のほか、SCSK RegTech Edge株式会社、株式会社バンク・ビジネスファクトリーの計3業者が為替取引分析業を営んでいる。

【参考】株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構におけるサービスの概要

サービス名称	提供サービス内容（想定）	対象と効果
AIスコアリング機能 (取引モニタリング) (ネームスクリーニング)	<ul style="list-style-type: none"> 取引モニタリングシステム・ネームスクリーニングシステムから出力されるアラート・ヒット情報のリスク度合いをスコア付けするAI機能を提供 上記に伴い、AIの処理対象となるデータの品質管理、AIシステム自体の有効性検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 大量のアラート・ヒット誤検知の対応の効率化 上記の効率化に伴い、利用金融機関はより幅広いアラートやヒットの検出へのリソース配分が可能に
業務高度化支援 (実務基準、FAQs、ヘルプデスク)	<ul style="list-style-type: none"> 業界共通の取り組むべきテーマ・課題について、リーディングプラクティス、実務上の実践的な対応事例を策定し、実務基準およびFAQsとして提供（ヘルプデスク・研修を通じた理解促進も補完的に実施） AML/CFTに係る法制度やガイドライン等の海外事例調査、および中長期的な課題の調査研究等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自行のリスクに応じ、AML/CFTに係る法令およびガイドライン等に基づく態勢の確立・維持が求められている金融機関に対し、対応水準の検討や実効性向上のための効率的な検討を可能とする。

ご参考: AIスコアリングサービスのイメージ (下図: 取引モニタリングの例)



※ 金融機関ごとにデータを分割管理し、金融機関間でデータが混ざることにはない構成。

(出典) 一般社団法人全国銀行協会「AML/CFT業務の高度化・共同化に係る新会社の設立について」(令和4年10月13日)

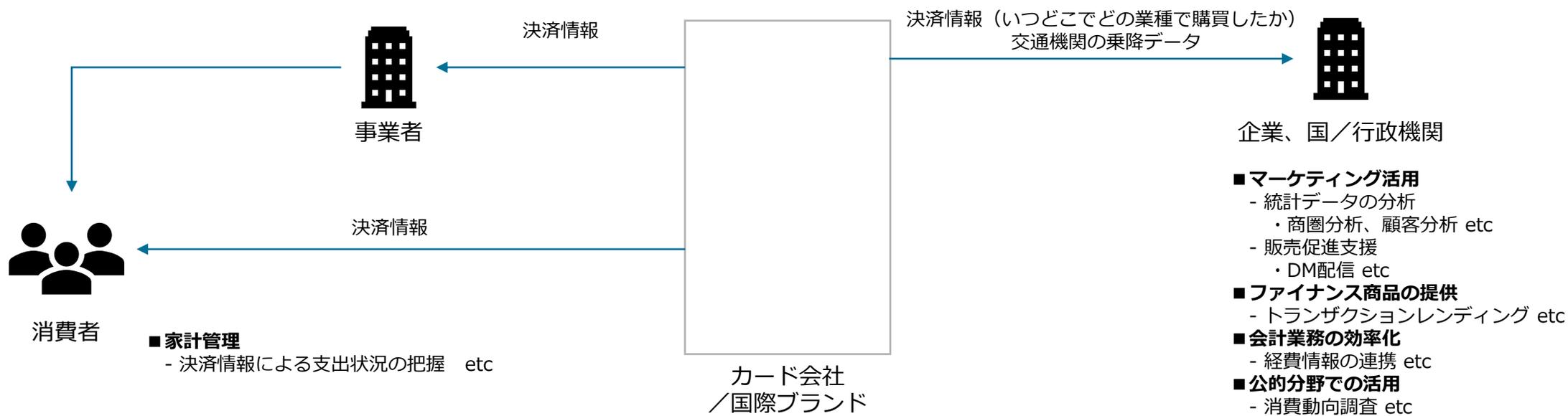
目次

1 金融庁 説明資料

2 経済産業省 説明資料

既存キャッシュレスサービスのデータ活用例

- ・ 決済データは個人識別ID（Ex：クレジットカードの会員番号）と決済金額がメインであり、商品データ等はない。
- ・ データ管理方法や取得方法が各社で異なるため、データを取得する側は会社単位で個別の対応が必要。



CBDCでのデータ活用の可能性

- ・ 前スライドで挙げた既存キャッシュレスサービスにおけるデータ活用を踏まえ、CBDCでの活用可能性があるものを列挙。但し、活用方法はCBDCに限られるものではなく、他の手段も想定される。
- ・ データ管理方法や取得方法については統一されることが望ましい。
- ・ 必要な場合には同意をとるなど適切なプライバシーの確保を前提としつつ、CBDCの目的やプライバシー保護とのトレードオフ等も踏まえ、活用方法については継続して議論が必要。

No	活用案	説明	考慮すべき点
1	マーケティング活用の精度向上	以下により精度の高いマーケティングが可能になる ・ 現状含まれていない商品データ等を追加すること ・ 既存キャッシュレスと組み合わせることにより情報の網羅性を高めること	・ 小売、メーカー等の多様なプレーヤへの情報連携方法 ・ 既存キャッシュレス情報との統合方法
2	ファイナンス商品の提供の促進	CBDCの残高情報などを活用して、より柔軟にファイナンス商品の提供が行える可能性がある	・ 関連する法律等の整理
3	会計業務の効率化	現状含まれていない商品データ等を追加することで、決済情報の会計業務での活用がより進み、会計業務が効率化する可能性がある	・ 関連する法律等の整理 ・ 会計ソフト等、関連システムへの情報連携方法
4	各種調査（公的分野等）の精度向上	キャッシュレスとCBDCの情報を組み合わせることで情報の網羅性を高め、各種調査の精度が高まる可能性がある	・ 国／行政への情報連携方法 ・ 既存キャッシュレス情報との統合方法